

令和6年度千葉県地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業実施要領

（目的）

第1条 県は、地域の農林水産物を有効活用するため、千葉県地域食品産業連携プロジェクト推進事業を実施する。本事業は、地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を推進する。

（定義）

第2条 この要領において「千葉県地域食品産業連携プロジェクト推進事業」とは、前条の目的を達成するための、プラットフォームの形成、研修会及び戦略会議の開催、新たなビジネスの実施及び評価等の一連の取組をいう。

- 2 この要領において「LFP」とは、地域食品産業連携プロジェクトをいう。
- 3 この要領において「中央LFP」とは、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱（2食産第6806号令和3年3月29日農林水産事務次官依名通知）第4の（4）に規定する国が実施するLFPをいう。
- 4 この要領において「千葉県LFP」とは、千葉県が実施するLFPをいう。
- 5 この要領において「新たなビジネス」とは、LFPが創出する新たなビジネスモデルをいう。

（事務局の設置）

第3条 千葉県LFPの事務を処理するため、千葉県農林水産部農地・農村振興課に事務局を置く。なお、この業務については委託する場合がある。

- 2 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）プラットフォームの参画者の募集、登録受付、登録内容の変更、脱退手続き
 - （2）新たなビジネスに関する研修会、戦略会議の開催
 - （3）新たなビジネスの企画提案及び変更・廃止の届出の受理
 - （4）その他新たなビジネス実施に必要な支援

（プラットフォームの参画者の登録申請等）

第4条 プラットフォームへの参画を希望する者は、その旨を事務局に届け出るものとする。

- 2 プラットフォームの参画者は、登録内容の変更又は脱退を希望するときは、代表者が、速やかにその内容を事務局に届け出なければならない。
- 3 事務局は、プラットフォームの参画者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - （1）本要領その他法令に反する行為を行った場合

(2) 千葉県 LFP の信用を失墜させる行為を行った場合

(新たなビジネスの提案)

第5条 プラットフォームの参画者は、千葉県 LFP の支援を受ける新たなビジネスを提案することができる。

- 2 新たなビジネスの提案を行おうとするプラットフォームの参画者は、新たなビジネス企画の内容を別に指定する日までに事務局へ届け出るものとする。
- 3 届出があったビジネスの提案の中から別に定める「新たなビジネス審査会」により補助対象ビジネスを決定するものとする。

(研修会及び戦略会議の開催)

第6条 プラットフォームの参画者相互による協働を通じた産業連携によるローカルビジネスの創出を促すため、研修会及び戦略会議を開催する。

- 2 研修会では、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) LFP の意義やプラットフォームの参画者の意識醸成に資する講演
 - (2) 新たなビジネスのアイデアを生み出すワークショップ
 - (3) 新たなビジネスの実施に向けた研修
- 3 戦略会議では、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 新たなビジネスに向けたプラットフォームの参画者のマッチング
 - (2) 補助対象ビジネスの内容検討

(新たなビジネスの推進)

第7条 実施を決定した新たなビジネスを行うプラットフォームの参画者（以下「ビジネス実施者」という。）は、当該ビジネスを円滑に実行するため、常に事務局と連絡調整が取れる体制を整えなければならない。

- 2 事務局は、ビジネス実施者に対し、中央 LFP 事務局との連携の下、指導、助言を行うものとする。

(新たなビジネスの変更及び廃止)

第8条 ビジネス実施者は、決定された新たなビジネスの内容の変更又は廃止をしようとするときは、その旨を事務局に届け出なければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から適用する。